

令和4年度通所介護指摘事項一覧

14事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令等	指摘数
1	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	2
2	生活相談員の配置	指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が配置されておらず、生活相談員として必要な時間数が確保されていない日がありました。生活相談員は指定通所介護の提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除した数が一以上となるように配置してください。	都条例第111号第99条第1項第1号 都条例施行規則第141号第17条第1項第1号	1
3	研修	介護従事者への研修について、実施していることが確認できませんでした。介護従事者の質の向上を図るため、研修計画を策定し、計画に沿った研修の機会を確保してください。	都条例第111号第103条第3項 都条例施行要領第3の6の3(2)③	1
4	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第111号第103条第4項 都条例施行要領第3の6の3(2)④	3
5	アセスメント	通所介護計画の作成時に、アセスメントを行っていることが確認できない事例がありました。通所介護計画の作成に当たっては、初回のみならず、認定更新時や区分変更時、利用者の状態に変化があったときなど必要な時期に利用者の状況を把握・分析し、通所介護計画の提供によって解決すべき問題状況を明らかにするためのアセスメントを行ってください。	都条例第111号第107条第1項 都条例施行要領第3の6の3(5)②	3
6	計画の作成	通所介護計画を作成せず、サービス提供を行っている事例がありました。アセスメントに基づき、居宅サービス計画に沿った、通所介護計画を作成してください。	都条例第111号第107条第1項 都条例施行要領第3の6の3(5)②	1
		居宅サービス計画に位置付けられていない入浴介助加算Ⅱ、口腔機能向上加算Ⅱのサービスが提供されている事例がありました。通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。利用者の居宅サービスを変更する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行ってください。また、併せて通所介護計画を変更してください。	都条例第111号第107条第1項 都条例施行要領第3の6の3(5)③⑤	1
7	評価説明	計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録や、その実施状況や評価について、利用者又は家族への説明を行ったことが一部確認できない事例がありました。サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うとともに、その実施状況や評価について、利用者又は家族へ説明を行ってください。	都条例第111号第107条第4項 都条例施行要領第3の6の3(5)⑥	2

8	非常災害対策	数年に渡り、避難訓練が実施されていませんでした。消防計画及び運営規程に定めた避難訓練その他必要な訓練を行ってください。	都条例第111号第110条第1項 施行要領第3の6の3の(7)①	2
		避難訓練は行われていたものの、消防計画が作成されていませんでした。非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行ってください。		
9	事故発生時の対応	サービス提供中の救急搬送及び利用者送迎中の車両事故について、区への報告がありませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	都条例第111号第110条の3第1項 都条例施行要領第3の6の3(9) 大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」	1
10	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置を講じていることが確認できませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。	都条例第111号第112条で準用する第34条第2項 施行要領第3の6の3の(11)で準用する第3の1の3の(25)②	1
		サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に同意を得ていない事例がありました。利用者の家族についても、個人情報を扱う場合には、あらかじめ文書により同意を得てください。	都条例第111号第112条で準用する第34条第3項 都条例施行要領第3の6の3(11)で準用する第3の1の3の(25)③	2
11	入浴介助加算Ⅰ	入浴介助加算Ⅰについて、サービスの提供記録と請求実績が合致していない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労告第19号別表6の注8イ 老企第36号第2の7(8)ア	1
12	入浴介助加算Ⅱ	個別の入浴計画について、当該利用者の身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室環境等を踏まえた内容であると、認め難い事例がありました。利用者が居宅において、自身や家族等の介助によって入浴ができるようになるために、当該利用者の身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室環境等を踏まえて、個別の入浴計画を作成し、その利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行ってください。	厚告第19号別表6の注8ロ 老企第36号第2の7(8)イ	2
		個別の入浴計画を作成していることが確認できない事例がありました。機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等による浴室環境の評価に基づき、個別の入浴計画を作成してください。		
13	個別機能訓練加算Ⅰイ	個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問したことが確認できない事例がありました。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で当該計画を作成してください。	厚労告第19号別表6の注11 老企第36号第2の7(11)	2
14	中重度ケア体制加算	看護職員の配置が1名であるにもかかわらず中重度ケア体制加算と個別機能訓練加算の両方が算定されている事例がありました。適切な算定となるように介護給付及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労告第19号別表6の注9 老企第36号第2の7(9)	1
15	給付費の算定 (入浴介助加算Ⅱ)	医師等が利用者居宅を訪問し、動作及び浴室環境の評価を行っていることと、居宅訪問を踏まえた個別の入浴計画を作成していることが確認できない事例がありました。当該加算を取り下げ、入浴介助加算Ⅰを再請求することで、適切な算定となるように介護給付及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6の注8ロ 老企第36号第2の7(8)イ	1

16	給付費の算定 (生活機能向上連携 加算Ⅰ)	指定訪問(通所)リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていることが確認できませんでした。適切な算定となるように介護給付及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6の注10イ 老企第36号第2の7(10)	1
17	給付費の算定 (生活機能向上連携 加算Ⅱ)	指定訪問(通所)リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成していることが確認できませんでした。適切な算定となるように介護給付及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6の注10ロ 老企第36号第2の7(10)	1
18	給付費の算定 (口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ)	<p>利用者の口腔の健康状態又は栄養状態について確認を行った記録はあるものの、当該利用者を担当する介護支援専門員に対して口腔や栄養の健康状態に関する情報を提供したことが確認できませんでした。適切な算定となるように介護給付及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。</p> <p>一部の利用者の口腔・栄養スクリーニング加算について、誤った算定を行っていました。適切な算定となるように介護給付及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。</p>	厚告第19号別表6の注17イ 老企第36号第2の7(17)	2